

平成八年（ワ）第一〇号

原告 外川 正

被告 国

平成一二年五月二四日

右被告指定代理人

近藤裕之

渡邊敬治

菅 弘美

多田英臣

苅宿日登志

右被告訴訟代理人

川本 務

盛岡地方裁判所 御中

証拠説明書

証拠番号：乙二五号証

証拠の標目：歯科医学大辞典〔縮刷版〕（抜粋）

作成者：歯科医学大辞典編集委員会

立証趣旨：「歯周補綴」の項目により、歯周治療用義歯及び歯周治療用暫間冠が学術的に使用されている用語で、歯周初期治療の中で用いられることを示す。

また、最終治療での歯冠修復、欠損補綴の着手時点は印象採得ではないこと、最終治療には歯冠修復、欠損補綴に伴う歯冠形成等が含まれることを示す。

証拠番号：乙二六号証

証拠の標目：全科実例による社会保険歯科診療〔平成四年四月版〕（抜粋）

作成者：保険歯科医療研究会

立証趣旨：症例一〇〇の症例解説にあるようにメタルコアが、ブリッジやFCK等の歯冠修復と一連で行われることを示す。

証拠番号：乙二七号証

証拠の標目：陳述書

作成者：鴨井久一

立証趣旨：作成者の証言に関して提出された甲一五号ないし一七号証に対する陳述書である。

原告の批判が失当であることを示す。